

議案第46号

大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例案

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「人事室」を「人事室
都市交通局」に改める。

第2条中人事室の項の次に次のように加える。

都市交通局

- (1) 地下鉄、バス等の市内交通に関連する交通施策の企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地下鉄、バス等の市内交通に関連する交通施策の企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項を所管する都市交通局を市長直轄の直近下位の内部組織として新設するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市市長直轄組織設置条例 (抄)

(目 的)

第1条 市長の強力なリーダーシップの下に、市長の権限に属する事務を迅速に遂行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長直轄組織として次に掲げる組織を置く。

省 略

人 事 室

都市交通局

(事務分掌)

第2条 前条に掲げる組織の分掌する事務は、次のとおりとする。

省 略

人 事 室

(1) 省 略

都市交通局

(1) **地下鉄、バス等の市内交通に関連する交通施策の企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項**